

令和 7 年 7 月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和 7 年 7 月 22 日（火）13 時 30 分開会

2. 場 所 双葉町役場 1 階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席 1 鵜沼 久江 委員 議席 2 井戸川 弘幸 委員 議席 3 大森 成広 委員

議席 4 山田 和男 委員（途中から出席） 議席 5 木幡 治 委員

議席 6 林 和男 委員 議席 7 志賀 睦 委員 議席 8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

中野 守雄 委員 渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員 榎内 宏 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

参事兼農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課技査（農業委員会事務局併任） 石井 拓郎

7. 開会

【中野事務局長】

皆さんこんにちは。

定刻になりましたので只今より、双葉町農業委員会令和7年7月定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをお願いいたします。

【澤上会長】

暑いところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

今日の議題としては、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請についての議案審議が5件ございます。また、協議事項も3件ございます。

皆さんにはいつもの通り、慎重な審議をよろしくお願いします。以上です。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、新川推進委員より欠席のご連絡ありましたので報告いたします。

山田委員は少し遅れるとの連絡がありました。

それでは会長を議長としまして議長進行いたします。よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席は7名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年7月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に事務局の方から、会務報告をお願いします。

【中野事務局長】

それでは報告させていただきます。

議事日程の裏の2ページになりますが、こちらをご覧くださいと思います。

まず、6月23日、6月定例総会。双葉町役場1階大会議室、農業委員8名、農地利用最

適化推進委員 5 名。そして私、中野と石井技査が出席しております。

6 月 30 日、令和 7 年度相双農林事務所管内農業委員会研修会。福島県南相馬合同庁舎にて行われ、澤上会長と石井技査が出席しております。

7 月 10 日、令和 7 年度農業者年金業務担当者会議。Web 会議にて行われ、石井技査が出席しております。

7 月 11 日、令和 7 年度浜通り地方農業委員会協議会総会。広野町役場全員協議会室にて行われ、澤上会長、石井技査が出席しております。

7 月 15 日、現地確認。今回、議案に上げさせていただいております農地転用許可申請案件に伴う調査を行っております。場所については××字×××地内が 3 件と××字××××地内が 1 件ありまして、大森委員と私と石井技査で調査をしております。以上です。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付したとおりで、日程第 1、議事録署名人の指名について、会議規則により、出席委員の 2 名以上の委員となっておりますので、議事録署名人には 5 番の木幡委員、それから 6 番の林委員にお願いします。

よろしくお願いします。

それでは日程第 2、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。

それでは事務局から議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

それでは、資料をご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請があったので審議に付す。令和 7 年 7 月 22 日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

資料をご覧くださいと思います。

本件につきましては、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××字××地内の農地に地上権を設定し、農地転用を行うものです。

被設定人は、東京都××区×××××、××××氏。設定人は××県×××市××区××字×××、××××氏であります。申請者について補足しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、××県に本社があります株式会社××××が土地所有者の××さんと太陽光発電事業者の××さんを仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字××字×××、地目は畑で、面積は×××m²。都市計画法上は非線引き区域内であり第1種住居地域になります。場所は、位置図、現況図をご確認ください。

3の転用計画ですが、(1)転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2)権利設定の理由については、事業計画書の①のとおりです。(3)事業の操業期間は許可日より31年間、(4)施設の概要ですが、太陽光発電設備として、太陽光パネルを88枚組み合わせて設置するとしており、工事の期間は、許可日の翌日より令和7年12月31日までとしています。また、土地利用計画図を添付しています。発電した電気は、農地の南西側に設置する1号柱から、新設電柱を通し、既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

4の権利の設定・移転については、年間×××円で××年間の地上権を設定するとしています。

5の資金計画については、用地費として××万円、建築費約×××万円の計約×××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書、××××氏の資金状況を確認するものとして銀行の残高証明書の写し、そして、すでに支払われた領収書を添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系承諾書を添付しています。また、太陽光発電設備の仕様に関する資料を添付しています。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが

適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

以上になります。

【澤上会長】

本件については大森委員に現地を確認していただきましたので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

現場確認を行い、場所は常磐線のすぐ下でした。また、雑草が繁茂しており、区画が分からない状態となっていました。第3種農地ということであり、周辺農地に影響は及ぼさないであろうことから、転用は問題ないのではないかと思います。以上です。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。

皆さんの方から質疑、ご意見等ありましたら、よろしくお願いします。

【大森委員】

契約の内容について、年間×××円となっており、今までは年間×××円と認識しているが、事務局で何か聞いているか。

【中野事務局長】

農業委員会として金額についてどうこう言えるような立場ではないことに加え、何も聞いておりません。

【志賀職務代理者】

新設柱について、敷地の中に敷設するのか。それとも敷地外なのか。敷地の中に作ってどこに接続するのかはわからないが、後々支障がなければ問題ないと思う。また、水路については、何か作業を行うのか。

【中野事務局長】

引込柱については、入口付近のマルバツで示されている箇所に建柱し、新設柱については、赤道に建柱する予定でしたが、××、××、××番地の農地に建柱することを予定しております。今後これらの土地については、農地転用が予定されています。また、水路に

については、作業等何も行わず、いじらないこととしています。

【井戸川委員】

当該申請地周辺の水路は JR の土地になっていると思うが、その水路はいじることができない。そのような境界等のトラブルなどは発生しないのか。

【中野事務局長】

境界から有効範囲を設けてセットバックさせており、境界を囲むようなフェンスではなく境界から 50 センチから 60 センチ程離しています。境界に関しトラブルが発生しないように対応する旨の文書の作成を依頼し、受領しています。

【澤上会長】

いろいろなご意見をいただきましたが、他に質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 1 号の農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」は、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

資料をご覧ください。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請があったので審議に付す。令和 7 年 7 月 22 日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字前田字下川原地内の農地に地上権を設定し、農地転用を行うものです。

被設定人は、東京都××区××××、××××氏。設定人は、××県××市××区××字××××、××××氏であります。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、××県に本社があります株式会社××××が土地所有者の××さんと太陽光発電事業者の××さんを仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字××字×××、地目は田で、面積は×××m²。都市計画法上は非線引き区域内であり第1種住居地域になります。場所は、位置図、現況図をご確認ください。

資料に戻っていただいて、3の転用計画ですが、(1)転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2)権利設定の理由については、事業計画書の①のとおりです。(3)事業の操業期間は許可日より年間×××円で××年間、(4)施設の概要ですが、太陽光発電設備として、太陽光パネルを112枚組み合わせて設置するとしており、工事の期間は、許可日の翌日より令和7年12月31日までとしています。また、土地利用計画図を添付しています。発電した電気は、農地の北西側に設置する1号柱から、新設電柱を通し、既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

4の権利の設定・移転については、××年間の地上権を設定するとしています。

5の資金計画については、用地費として×××万円、建築費約×××万円の計約×××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書、××氏の資金状況を確認するものとして、銀行の取引明細のお知らせと既にお支払いした領収書を添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系承諾書を添付しています。また、太陽光発電設備の仕様に関する資料も添付しています。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

以上になります。

【澤上会長】

これについても大森委員に現場を確認いただいておりますので、報告をお願いします。

【大森委員】

先ほどと同様に、ここも常磐線のすぐ下の区画になります。ただし、樹木はそれほど無かったが、雑草が繁茂していて、境界を見ることはできなかったです。また、周辺は太陽光発電設備が多くありました。報告は以上となります。

【澤上会長】

それでは本件について審議に入ります。

皆さんの方から質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

【志賀職務代理者】

新設柱の建柱場所について、赤道内に建柱する可能性はあるのか。もしそうであれば、協議をしている記載がどこにもないが大丈夫なのか。

【中野事務局長】

絵柄上ではわかりづらいと思いますが、事務局で確認を行い、すべて農地側に建柱することを確認しています。今後、農業委員会に隣の××、××番地の農地転用許可申請があれば別ですが、許可がなければ東北電力から事業計画が提出されることとなるため、その際に協議をしていただくことになります。

【志賀職務代理者】

議案第1号の××番地（農地）から××番地（農地）の上に電線を通す場合は、何か手続きは必要なのか。

【中野事務局長】

民地の上に電線を通す手続きは、東北電力が手続きを行い、その地権者に承諾をもらうこととなります。東北電力の場合の電力柱の建柱は農転不要で、ただ、この土地の上に電線を通すことについては区分地上権を設定する可能性があるため、後々東北電力側で対応が出てくるかもしれません。

【澤上会長】

他に、この件についてよろしいですか。

(なし)

【澤上会長】

では質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」は、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。

それでは事務局から議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

資料をご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請があったので審議に付す。令和7年7月22日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、双葉町大字××字×××地内の農地を土地所有者から買い取り、転用するものです。

譲受人は、××県××市××町×××番地、株式会社×××× 代表取締役××××氏。譲渡人は、双葉町大字××字××××、××××氏です。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、××県に本社があります株式会社××××が土地所有者の××さんと太陽光発電事業者の株式会社××××を仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字××字×××番、地目は田で、面積は×××㎡。都市計画法上は非線引き区域内として第1種住居地域になります。場所は、位置図、現況図をご確認ください。

資料に戻っていただいて、3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由については、事業計画書の①のとおりです。(3) 事業の操業期間は許可日より永久となっております。(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、太陽光パネルを144枚組み合わせて設置するとしており、工事の期間は、許可日の翌日より令和7年12月31日までとしています。また、土地利用計画図を添付していますが、発電した電気は、農地の北西側に設置する1号柱から、新設電柱を通し、既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

4の権利の設定・移転については、×××万円の売買にて所有権の移転としています。

5の資金計画については、用地費として×××万円、建築費約×××万円の約×××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書、株式会社××××の履歴事項全部証明書、株式会社××××の定款、株式会社××××の資金状況を確認するものとして、普通貯金通帳の写しを添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系承諾書を添付しています。また、太陽光発電設備の仕様に関する資料も添付しています。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

以上になります。

【澤上会長】

本件についても大森委員に現場を確認いただいておりますので、報告をお願いします。

【大森委員】

当該申請地は、常磐線のすぐ下にあります。現場確認を行い、太陽光発電設備としての利用方法しかないと感じました。また、当該申請地は第3種農地であり、転用が認められると思います。

【澤上会長】

本件についての質疑・ご意見がありましたら、お願いします。

【志賀職務代理者】

今回の案件は売買ということもあり、永久的にパネルを設置することになると思うが、もし事業が途中で頓挫してしまった場合に、設置したパネル等は最終的に放置することになるのか。営農型の場合には、期間が設けられ原状回復をする話があった気がする。

【中野事務局長】

契約書を確認する限りでは、最終的にどう処理するかについての記載はありません。また、おそらく地目も農地から雑種地に変更になりますので、その後の処分については、土地所有者及び太陽光発電事業者が責任をもって対応するしかないと思います。営農型については、下地が農地であるということが条件であり、営農型の発電が終われば農地に戻さなければならないため、その撤去費用も含まれることとなります。

【井戸川委員】

先ほどの議案では、確約書等により農地の境界などでトラブルを発生させないよう謳っているが、売買という形であっても一筆もらうことにより謳った方がいいと思うが、いかがだろうか。

【中野事務局長】

土地の所有権の移転ということもあり、今回は確認の対応はしませんでした。売買という観点により隣接者の境界の確認は当事者同士で対応することになります。今回の契約書を見ると現状渡し of 売買ということですが、当然やっているものと考えております。

【澤上会長】

他に、この件について質疑・ご意見よろしいですか。

(なし)

では質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第3号の農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」は、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。

それでは事務局の方から議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

資料をご覧ください。議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。令和7年7月22日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は先月、6月の定例総会にてご審議いただきました、双葉町大字××字×××番××で太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、地上権を設定し、農地転用を行うため農地法第5条第1項の規定による許可申請が出され、県へ許可相当の意見書を付し

て進達した農地の隣接地になります。この許可申請した農地が囲繞地であり、転用目的である太陽光発電設備の設置工事のため、今回の申請地を通行するため農地の一部を一時転用するものです。

被設定人は、工事施工会社である××県××市大字××××番地。株式会社××××代表取締役××××。設定人は、双葉町大字××字××××番地。××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××字××××番××、地目は田、一時転用面積は×××m²の内×××m²です。

ここは農振農用地区域内に該当します。場所は、位置図、現況図をご確認ください。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的及び(2) 権利設定の理由としては、隣接する××字××××番××における太陽光発電設備の設置のため、一時転用し、工事用通路とするものです。(3) 施設の利用期間、一時転用の期間ですが、許可日より6カ月間としています。(4) 施設の概要ですが、計画平面図をご覧ください。プラ板等100枚ほど進行方向に向かって縦向きに重ねるとのことです。

4の権利の種類については、賃借権を設定するとしています。

5の資金計画については、用地費×××万円について、株式会社××××の自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響について、土砂等の流出はなく、農業用排水施設の機能への支障を及ぼさないこととするとのこと。営農条件には影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じないとしています。

事業計画書をご覧ください。既に説明した内容は省略しますが、④の申請農地が土地改良区内にある場合の調整状況については、請戸川土地改良区から一時転用について差し支えない旨の意見書が添付されています。⑪の一時転用の場合における農地への復元方法については、再び耕作地として利用することができるよう復元するとしております。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書及び土地所有者の住民票の写し、株式会社××××の履歴事項全部証明書及び定款、残高証明書を添付しています。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

以上になります。

【澤上会長】

本件についても大森委員に現場を確認いただいておりますので、報告をお願いします。

【大森委員】

申請地を確認し、こういうところに作るのかって思いました。雑草が繁茂して、申請地の周りが見れないこととなっていました。また、東側に樹木などもあり、太陽光発電設備を設置した場合に採算が取れるのだろうか。ただし、太陽光発電設備としての土地の利用であれば、最高の立地ではないかと思います。

【澤上会長】

本件についての質疑がありましたらば、お願いします。

【志賀職務代理者】

今回の農地転用箇所については、××番地に腹付けを行い、××番地に進入するための通路を敷設する認識でいいのか。資料を見る限りでは、どここの位置に進入路をつけるのかわからない。U字溝のふたの無い部分においてはどうか対応するか。

【中野事務局長】

構図をご覧ください。××番地に腹付けを行い、××番地及び××番地に接続し、鉄板やプラ板を使用して××番地に進入できるよう進入路をつけることとしています。追加で配布している別紙の図をご覧ください。ふたのないU字溝については、土のうを下に積んで、その上に鉄板を敷くことで対応します。

【井戸川委員】

合意書について、合意売買金額が×××万円、年間賃料が××年間となっている。××年後に事業等予定されているのか。

【中野事務局長】

この申請地は農振農用地となっており、野立ての太陽光発電事業を行うためには農地転用のために農振除外をするしかなく、すぐには農振除外できません。太陽光発電のため株式会社××××がとりあえず借りている状況です。そのため、××年間の期間はすでに始まっています。この申請地で行う場合は、営農型で太陽光発電事業を行うか、農振除外を

して野立ての太陽光発電事業をするかの選択となります。

【木幡委員】

申請地である××番地の利用面積である××㎡はどのように算出したか教えてほしい。

【中野事務局長】

図面及び事業計画書の土地利用項目積算根拠を確認すると、幅員××mの延長××mで××㎡となっています。

【木幡委員】

××番地のうち××㎡しか使わないということで分筆の手続きも出てくるのだろうか。

【中野事務局長】

一時転用であるため分筆の手続きはなく、太陽光発電設備の工事が終われば原状回復を行うこととなっています。今回は太陽光発電設備工事の資材を運ぶためだけの通路として一時転用するものです。

【澤上会長】

他に、この件についてご質問、ご意見よろしいですか。

(なし)

【澤上会長】

では質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第4号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議

題とします。

それでは事務局の方から議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

議案第5号、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。令和7年7月22日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成事業の道路計画に基づき、道路新設工事を行うにあたり、当該申請地が施工範囲にかかるため、当該申請地を一時転用するものです。

被設定人は、双葉町大字××字××番地。×××× ××××株式会社 代表取締役社長 ××××、設定人は、××市×××番地××。××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××字×××番××、地目は田、一時転用面積は×××m²のうち×××m²です。ここは農振農用地区域内に該当します。

場所は、位置図、公図をご確認ください。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的及び(2) 権利設定の理由としては、道路整備に伴う工事にて当該地区が施工範囲にかかるため一時転用するものです。(3) 施設の利用期間、一時転用の期間ですが、許可日から5カ月間としています。(4) 施設の概要ですが、計画平面図をご覧ください。転用する敷地の西側の道路の整備工事に伴う施工範囲が示されております。

4の権利の種類については、賃借権を設定するとしています。

5の資金計画については、工事費用約×××万円について、×××株式会社の資金で対応するとしています。6の周辺農地等への影響については、当工事による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないとしています。

事業計画書をご覧ください。既に説明した内容は省略しますが、④の申請農地が土地改良区内にある場合の調整状況については、請戸川土地改良区から一時転用について差し支えない旨の意見書が添付されております。⑪の一時転用の場合における農地への復元方法については、当該地区で計画されている都市公園事業が認定された場合には、都市公園事

業が施工されるので農地には復元せず、現状にて引渡すこととしております。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書、及び所有者の住民票の写し、××××株式会社の履歴事項全部証明書、定款、××××株式会社の残高証明書を添付しています。

説明は以上です。ご審議方よりお願いいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

以上になります。

【澤上会長】

本件については、私澤上が現地を確認しておりますので、調査結果を報告します。場所は、厚生病院前の道路をまっすぐ進み、浜街道の手前のT字路正面の右側に土砂が残っているところになります。申請地周辺には何もなく、周辺に影響を及ぼすものではないと思います。

以上となります。本件についての質疑がありましたら、お願いします。

(質疑無し)

【澤上会長】

質疑無しと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第5号の農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」は、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

以上で議案審議は終了いたしました。

(15時20分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会 長

⑨

議事録署名人

⑨

議事録署名人

⑨